

官民競争入札等監理委員会  
第211回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第211回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成30年4月24日（火）15:27～16:55

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）等について
  - 経済産業省／調査統計システム運用管理支援業務
  - 海洋研究開発機構／機構内ネットワーク機器更新・保守及び運用支援、並びにセキュリティ監視業務
  - 日本年金機構／国民年金保険料収納事業
  - 宇宙航空研究開発機構の資産管理業務について
3. 評価（案）について
  - 法務省／刑事施設における総務業務
4. 第61回・第62回施設・研修等分科会 審議結果報告について
5. 第40回公物管理等分科会 審議結果報告について
6. 公共サービス改革報告書 執筆の依頼について
7. 公共サービス改革法の対象事業の選定状況について【非公開】
8. 「公共サービス改革基本方針（案）」について【非公開】
9. 閉 会

○稲生委員長 それでは、第211回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

最初に、事務局で人事異動がございまして、新たに足達参事官様、それから小原参事官様が着任しておりますので、一言いただければと存じます。よろしくお願いたします。

○足達参事官 足達でございます。よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

○小原参事官 私は、4月から参りました小原と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○稲生委員長 本日は議事次第のとおり、2から8までご議論をいただきます。このうち議題の7と8につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたしたいと思ひます。

それでは、議事次第2の実施要項（案）などにつきまして、4件のご審議をいただきたいと思ひます。

実施要項（案）などにつきましては、事業主体からの説明に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。質疑は各小委員会ごとに行うことといたします。

まず、小委員会Bの2件、経済産業省／調査統計システム運用管理支援業務、海洋研究開発機構／機構内ネットワーク機器更新・保守及び運用支援、並びにセキュリティ監視業務につきまして、主査の石堂委員がご多用でご欠席のところでございますので、事務局より説明をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○清水谷企画官 それでは、石堂主査にかわって事務局からご説明いたします。

まず、資料の右肩、1-1の資料をごらんいただきたいと思ひますけれども、経済産業省「調査統計システムの運用管理支援業務」というものであります。

1ポツのところ、概要でありますけれども、これは、市場化テスト2期目の案件であります。このシステムというのはどういうものかと申しますと、経産省が実施しているいろんな調査がございまして、事業所から提出される調査票の入力・審査・集計、あるいは結果表の作成機能ということを持っておりまして、本業務は、そのシステムを安定稼働させる——このシステム自体はSTATSと呼ばれておるそうでありまして——稼働状況の監視等の運用業務、アプリケーションに関する業務支援等を行うということでございます。契約期間は3年6カ月ということでありまして。

2ポツでありますけれども、昨年の10月に評価に関して事業評価が行われまして、その中の議論を踏まえまして、引き継ぎ期間を長目に確保する、あるいは資料を閲覧した会社を中心に声がけを行う等々の対応をしておるところであります。

先日の実施要項の審議に関しましては、委員の先生方から幾つかご指摘がございまして、4つほどここに掲げております。①のところ、情報の開示というところがありますけれども、従来の実施状況に関する開示に加えて、ほかのところもほかにも要望があれば情報提供に応じるべきではないかという点。2つ目として、常駐要員をなるべく少なくせよという工夫ができないかというご意見。それから3番目として、わかりにくい業務が新規に

加えられていると。これはオンライン調査支援業務というものでありますけれども、これをちゃんと説明してほしい。4つ目として、動作環境に関して説明会を実施してはどうかと。こういうふうなご意見がございまして、対応といたしましては、一番初めの情報開示については、協議をするということでありまして、できるだけそれに応じるということ。それから、常駐に関しては、必ずしも必要ではないというふうにしたということ。それから、3つ目の名前がわかりにくい業務に関しては、入札説明会で説明するという。裏面になりますけれども、4つ目として、アプリケーションに関しては、アプリケーションに関する説明会を開催するという対応をしたということでありまして。

意見募集については、特段大きなものはございませんでした。これが1件目であります。

続けてもう一つのほうでありますけれども、海洋研究開発機構のほうであります。右肩の資料2-1というのをごらんいただきたいと思っております。

「機構内ネットワーク機器等の更新及び運用支援並びにセキュリティ監視支援業務」と、ちょっと長くなっておりますけれども、この業務に関しましては、1のところにございますけれども、市場化テスト1期目であります。これがちょっと長ったらしい名前になっておりますのは理由がありまして、その下の2つ目の丸のところにあります3つの業務、機構内ネットワーク機器等の更新業務、それから、機構内ネットワーク等について安定運用するための支援業務、それから3つ目としまして、セキュリティ対策機器のセキュリティ監視運用業務と、この3つがこれまでばらばらでおったのを一緒にするというのであります。これまでこの3つを統合して、かつ複数年化をするというところで取り組んできたわけでありまして、それをもとにした実施要項が審議されたということでありまして。

3のところにありますけれども、意見として、これも4つぐらい出されました。1つは、最低価格落札方式が提示されているけれども、もう少し創意工夫を活用するような観点、あるいは評価方法を検討できないかということ。それから、常駐の代替要員であること以外に、これも常駐をできるだけ減らすという趣旨のご発言でありますけれども、控えの間にやるべきことはあるのかないのかを明示せよというご意見。それから、仕様説明会後から提出期限までの間をなるべく長くとするよというご意見。あるいは、もう少し従来の状況に関してはわかりやすい表にしてはどうかというご意見がございました。対応といたしまして、①のほうでありますけれども、今回は最低価格落札方式（技術審査あり）を採用することにしました。2つ目に関しては、代替要員に関しては控えの間には特に業務はないと。それから、常駐しなくてもいいということは明記されたということ。それから、説明会後の提出期限を1カ月確保するという。裏をめぐっていただきますけれども、表をわかりやすくしたというふうなことの対応がされたということでありまして。

意見募集に関しては幾つかござっておりますけれども、それを受けまして、特に下から2番目の右のほうにありますが、保有資格の緩和を行ったと。具体的には、ある資格を持っている、現在持っていないでも過去に持っていたということが証明できればよいというふうな点で緩和をしたということでありまして。

説明は以上であります。

○稲生委員長 ありがとうございます。

ただいま説明いただきました2件の内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言お願いしたいと存じますけれども、皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。次の2件がまた終わった後に時間を設けますので、もし何かお気づきのことがありましたら後ほどお願いいたします。

それでは続きまして、小委員会Cの2件、日本年金機構／国民年金保険料収納事業、宇宙航空研究開発機構の資産管理業務につきまして、尾花主査様よりご説明をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○尾花委員 説明いたします。資料3-1と横刷りカラーの資料2つを使って説明いたします。

まず、資料3-1をごらんください。小委員会では、実施要項の審議を行いました。国民年金機構の国民年金保険料収納事業というのは、監理委員会で何度も審議されているのですが、念のため業務についてご説明いたします。

参考資料、カラー刷りの裏面、国民年金事業の概要図と書いた図をごらんください。この赤の点線部分が、今回委託する事業となります。内容としましては、国民年金保険料収納事業のうち、保険料を納付期限内に納付しない滞納者に対する電話や文書、戸別訪問等による納付督促業務及び実施状況報告業務でございます。この事業につきましては、3/3のカラー刷りの図をごらんください。全国を23契約地区に分けて、ページの部分というのが平成27年度から開始されております。そして、今走っておりますのは、青い部分でございます、これは平成29年度開始事業でございます。平成29年度開始事業の実施要項（案）についてもこの監理委員会で審議の結果、了として走っているものでございます。平成27年のものが平成29年9月に終了することから、今回また実施要項について審議をしたのが小委員会で行われた内容となります。したがって、平成27年が終わり、平成30年10月から走るものについては、現状走っている青色の平成29年から開始事業とほぼ同じ実施要項（案）になるので、その分については、重ねての審議はしておりません。

今回変わった点といたしましては、資料3-1、3のその他の主な修正変更についてという部分をごらんください。期間につきましては、平成29年、現在この青色で走っている部分の終了期間と一致するために、新しく平成30年10月から始まる今回の実施要項（案）に対応する事業については2年間としております。それから、従来、国民年金保険料収納事業では、個人情報の使用や種々問題点が生じておりますので、コンプライアンスを強化するような変更を機構さんのほうで加えられております。それが3のその他の主の変更についてということで書かれております。

実施要項（案）の審議結果については、4に書いておまして、新しく加えられましたコンプライアンスの強化の部分の総合評価が二重に評価されているような懸念があったの

で、そこについては1つの項目で評価して、評価が公正に行われるように変更をお願いしましたところ、機構さんのほうからは、その旨の修正及び説明会での説明をしていただくこととなりました。

めぐりまして5.パブリックコメントの対応についてですが、2者から8件の意見が寄せられて、意見等を踏まえて、誤記等の軽微な修正を行っております。

以上が国民年金保険料収納事業の小委員会での実施要項の審議についての内容の報告となります。

続きまして、資料4をごらんください。宇宙航空研究開発機構の資産管理業務について審議いたしました。この審議の対象は、実施要項（案）の審議ではなく、本来平成30年10月から開始する予定の事業について、市場化テストを行うことになっておりましたが、機構さんの種々の都合でそれを1年延期してもよいでしょうかというご提案を受け、その延期の適否、可否について審議したものでございます。したがって、資料には実施要項等の添付はございません。

資料4の2をごらんください。この事業というのは資産管理業務でございまして、私どもも詳細な要項を拝見しているわけではないのですが、機構さんが従来持っておりました資産管理システムというものに連動して行う、誰でもできる業務だというふうに説明を受けております。このたび、機構さんがこのシステムの更新を行うことによって、従来、事業を委託していた資産管理業務という業務が大きく変わってしまうので、変わった内容について仕様をつくったり工数を計算したりするのに、どうしても平成30年10月から開始する市場化テストには間に合いませんというご説明を受けたことから、1年の延期について検討したものでございます。

裏をごらんいただいて、2ページをごらんいただきたいんですが、ここになぜ1年の延期が必要かというのが書いてあります。真ん中ぐらい、資産管理業務・システムのトータルでの最適化・改善について検討した結果、当初の想定よりもシステムの変更に伴う業務の変更が大きくなったので、業務内容の見直しについては、30年4月末ごろにならないとできませんというのが1つの理由で、さらに次の段落、その後、一つずつ業務フロー、作業分担を見直して、市場化テスト対象になっている請負業務の仕様内容を策定していくためには、これができるのが30年5月末以降になる見込みであります。さらに、予定価格の算定に資するため、工数を算定できるのが平成30年8月以降になるので、総じて1)の請負範囲が異なり、システムの換装に伴う移行データの補正、登録等の新規作業が追加されて、そういった意味で仕様も工数も変わるので、どうしても30年10月からの市場化テストによる調達はできませんというご説明を受けました。私どもも、開発及び内部の業務の進行について事情もわからず、遅いからそれはだめですと言うこともできず、それについては了解をせざるを得ないと思ひまして、小委員会では納得した次第でございます。

3. 今後の契約に対する考え方ということですが、では来年の31年までの間、どのようにして資産管理業務をやるのですかというふうに聞きましたところ、幾つかのご提案をい

いただきました。それは、3. 今後の契約に対する考え方、今後の契約においては、31年10月以降の契約を見据え、他者が参入しやすいようにするため、請負業務に係る作業マニュアルを整備しますと説明を受けました。そこについては、必要性についてはよくはわかりませんが、一応了解いたしました。請負業務に係る作業マニュアルは、通年作業に加えて、棚卸作業、償却資産税申告、年次決算作業等、新システムを用いて実施した上で作成する必要があるため、入札資料として整備できるのは平成31年5月になる見込みですという御説明についても、わかりましたと納得いたしました。これらの事情から、請負業務に関しては、平成30年10月1日から平成31年9月末まで現請負業者と随意契約をする方向で、今後、機構内で調整することとしたいというようなご提案を受けたのですが、そもそもこの業務が市場化テストで選定された理由としては、1者入札がずっと問題になっていたところであるにもかかわらず、新資産管理システムができて、その請負業務をつくったりする業務自体を、問題になっている1者入札でずっと続けている業者と随意契約でなさるということについては、ますます市場化テストに出したときの効果を減殺するような暫定調達なのではないかということで、小委員会でも強く委員の皆さんで疑義を申し上げたところ、ようやく再考いただけたようです。機構さんには、一般入札での調達を検討しますというところまで承諾いただきました。さらに、検討するだけでは弱いのではないかと小委員会のほうでもう一回ご提案をして、機構さんには、内容としては、どのような調達をしたか、随意でやるのか一般競争入札でやるのか、経緯を説明してくださいというふうをお願いした次第でございます。さらには、この期間中も広く公告に努め、新しい参入業者をお願いする活動を進めてくださいということもお願いしており、そこもやっていたことになっております。

いろいろ問題はあるかと思うのですが、一応広報に努めるということと、一般入札を検討して、随意契約による従来業者との契約はなくしてくださいということと、あとさらにもう一点なんですけれども、できた作業マニュアルについての著作権自体は機構さんがちゃんと持って、後続の業者さんがちゃんと使えるようなものにしてほしいというような3つの提案をしたことで、一応1年の延期について小委員会では了とした次第でございます。

いろいろご意見もあるかと思いますが、以上2件、ご審議をお願いいたします。

○稲生委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました2件の内容、それから先ほどご説明いただきました小委員会Bの2件でございますが、あわせてご意見、ご質問ございましたらよろしくお願ひしたいと存じますけれども、皆様、いかがでしょうか。

済みません、資料4の3番のところ、審議結果をいろいろ書いていただいておりますが、②のところ、先ほどおっしゃった競争入札が可能か検討を続けるというご意思を示されたわけなんですけれども、これはいつごろ実際に競争入札にかけるとかかけないというのは時期的なものはおありになるのでしょうか。結局、随意契約になってしまったら、

せっかく申し入れたとしてもそのままないがしろになってしまう部分もあって流れてしまいますので、この点もし……。

○事務局 10月から次の契約になりますので、その前の、ちょっとこれはまだはっきりとは言われていないんですけれども、また今後スケジュールについては相談しまして、契約前にはどうするのか説明いただきたいと思っております。

○稲生委員長 わかりました。せっかく小委員会で議論いただいて、強く申し入れたということでございますので、仮に競争入札を導入しないのであれば、その理由も含めて積極的に我々に教えていただきたいなと思っておりますので、宇宙航空研究開発機構様にはぜひそのようにおっしゃっていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○事務局 承知しました。

○稲生委員長 お願いします。稲葉さん。

○稲葉委員 1点だけ確認なんですけれども、宇宙航空研究開発機構の資産管理業務の資産というのは、研究開発に特有なかなり複雑な資産の管理を含むんでしょうか。机とか椅子とかロッカーとか、普通の研究所にあるようなものとは違う特殊な資産管理を想定、考えているものなのか。ちょっと具体的にイメージが湧かないので、教えていただけるとありがたいんですけど。

○稲生委員長 これは事務局、いかがでしょうか。

○足達参事官 今のご質問でございますが、JAXAから出てきた資料によりますと、建物、建築物はもちろんのこと、人工衛星とか、あと工具とか、全てのもので全部で5万7,000ぐらいの資産を含むということでございまして、それについて、このシステムに乗せるよう業務、データ入力したり仕分けしたりと、そういうような業務で、複雑なものを物としては含んでいるということになります。

○稲葉委員 そうすると、例えばパテントとか、そういった類いのものも含む結構複雑な管理業務だというふうに認識していいんですかね。

○足達参事官 そこは、多分役務でございますので、そういったところは機構の職員が整理する形になると思いますが、どちらかという、資産の取得とか移動とか耐用年数による処分ですとか、そういったような形のやつが主でございまして、そういった取得をするに当たってのいわゆる修繕の検討の手続などについてはもちろんこの役務でもやりますが、JAXAの中でしっかり管理されていくのだと考えております。

○稲生委員長 別添1の米印の1と米印2があって、これを見ると、基本的には資産管理システムとありますけれども、米印2のような財務会計システムのような、どちらかという、と数値整理みたいなそんなイメージじゃないかなという気もいたしまして、だから物を、つまりロケット本体をどういうふうに動かすとか倉庫に入れるとか出すとか、そういうものではないんだろうという理解なんです、それでよろしいわけですね。

○足達参事官 そういうことになります。

○稲生委員長 ですから、これでマニュアル化がうまくされるのであれば標準化されて、



他の業者さんでもおそらく使えるようにという、お仕事がとれるようになるんだらうとは期待しているんですが、ただその過程が、またこれは随契で出されてしまうということになるわけでごさいます、おそらく小委員会では、そこら辺を気になさったんだらうと理解しております。

○梅木委員 済みません、よろしいでしょうか。

○稲生委員長 お願いします。

○梅木委員 資料4のところでも2ページ目、資産管理業務・システムのトータルでの最適化・改善について検討した結果、当初の想定よりも変更内容が大きくなったことで、今回また見直しの検討とか進め方を修正する必要が生じてというふうになっているんですけども、これはそもそも最初の想定とすごく大きく変わったというのは、市場化をやるときと状況が何か変わったからとかという背景があるのでしょうか。

○稲生委員長 この点はいかがでしょうか。事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

○足達参事官 もともとこのコンピューターのシステムのほうは、今年の10月に完成するという形とはおくれではないんですが、システムを開発している業者にその中に打ち込むものの打ち込み方のやり方ですとか、要するに役務のほうのグループですね。そのシステムを使う使い方についてあわせて検討をお願いしたところ、システムの内容の詰めとあわせて役務のほうの検討を進めたところ、全体的に直すところが多くて、役務でやってもらう、そのシステムを使い回すほうの内容の整理がおくれたといえおくれたということだと思いますが、システムそのものはもともと10月だったんですが、そういう形でごさいます。

○梅木委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○稲生委員長 ほかにいかがでごさいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、宇宙航空研究開発機構さんの業務に関しましては、今後もまた事務局からウオッチいただくというような形をお願いをしたいと思います。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定によりまして附議されました実施要項(案)については、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思います。

また、宇宙航空研究開発機構の資産管理業務についても、監理委員会として異存はない、方針に異存はないということにしたいというふうに考えます。

それでは、議事次第3の評価(案)につきまして、1件のご審議をいただきたいと存じます。評価(案)につきましては、事業主体からの実施状況報告に基づいて総務省が評価案を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、法務省/刑事施設における総務業務について、事務局から説明をお願いいたします。

○足達参事官 それではご説明させていただきます。資料5をごらんください。

2月21日の入札監理小委員会でご審議をいただきました法務省の刑事施設における総

務業務の評価についてご報告をいたします。

事業概要でございますが、府中刑務所と立川拘置所における庶務・領置、あと清掃とか植栽管理などの環境整備、自動車の運転等を委託するものでございます。なお、この領置といたしますのは、被収容者の物品を入所時に管理する業務でございますが、公権力の行使に該当するため、本来民間には委託できない内容でございますが、公サ法の特例を用いて委託されているものでございます。本業務は市場化テストの第1期目の評価でございますが、実施期間、受託事業者、契約金額につきましては、記載のとおりでございます。

入札の状況でございますが、初回は2者応札がありましたが、いずれも予定価以上でございますが不調となりましたので、業務範囲の変更、これは市場化テストで申しますと実施要項の変更になりますので、本監理委員会で再審議をいただいた後、再度の入札を行ったところ、同じ入札参加業者が参加いたしました。両者とも予定価以内となったものでございます。

次に、市場化テストの選定の経緯でございますが、従来このような事業は1年間の契約であったわけでございますが、担当者の習熟による質の向上が見込め、また先ほど申しましたとおり、領置業務が法特例が必要である等の理由によりまして、平成26年度に法務省側のほうから公共サービス改革基本法の市場化テストとして自主選定されたものでございます。

次に評価でございます。評価でございますが、結論といたしましては、終了プロセスに移行することが適当であるということでございます。

次のページ、次ページをお願いしたいのですが、まず、確保されるべき質につきましては、いずれの項目についても満足しております。次に、民間事業者からの改善提案につきましては、法務省におきましては、出所者の雇用について力を入れているところであります。本業務の提案書において、民間事業者は出所者を雇用するということを提案してございまして、実際この業務においては雇用がなされておりますので、提案も達成されているものでございます。

3ページには実施経費が書いてございますが、今まで国直営で行っていたものと比べまして、8.97%の経費の削減となっているものでございます。

最後に今後の方針5でございますが、このように今後の方針といたしましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針のⅡの1の(1)の基準を満たしておりますので、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられるものであります。なお、この市場化テストの評価とは別に、本業務につきましては、近年刑事施設の収容人数が減少していることから、国職員においてこのような業務を職員の配置の見直し等によって直営で実施できるという判断で、業務そのものについて委託することについては今回で終了することになってございます。

以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。

ただいま説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたしますと思いますが、いかがでしょうか。

○井熊委員長代理 よろしいですか。

○稲生委員長 お願いします。

○井熊委員長代理 ご説明もあったんですけど、1回目の入札で両者とも予定価格を上回り不調となった、けども、実施経費は従来経費で8.97%削減されていたというところがいまいちよくわからないんですけども、そこは、予定価格の設定があまり適切でなかったということなんですかね。

○足達参事官 見直した内容は、自動車運転の中で、24時間自動車が呼ばれたら運転できるようにすべしということが仕様書に書いておきまして、その部分につきまして、民間の人のコストの考えと官におけるコストの考えが違っているということでございました。当然、自動車のトータルの運転時間は一緒なんですけど、官ですと、近くに官舎があって、夜中に呼び出されたらその人は次の日休むというような形で、トータルの自動車の運転時間で積算すればそれで事業費が出るという考えでしたんですけど、民間でいうと、24時間いるという、その人物を絶えずそこに待機させていなければいけないというところで、この部分が食い違ったわけがございます。ですから、その24時間というのは抜きましたが、工数としての自動車のトータル運転時間は変わらないので、官としてはその費用については変更は行わずに業務内容だけを減らしたという形でございます。

○事務局 事務局から1点補足させていただきます。委員のご指摘のところは、もともと自動車運転は24時間、夜間とか休日を民間事業者がやる分、国側が引き取ったんだからその分コストも国が受け持っていることになるんじゃないかというようなご指摘だと思うんですけども、これは法務省の発注時の考え方の認識のそごなんですけれども、基本的に刑事施設というのは、過半数の職員が刑事施設の敷地内というか、敷地に隣接した官舎に住んでいる形になります。となると、夜間とか休日に突発的に運転しなさいという業務が発生したときも、官舎にいる人間を呼び出して運転業務につけると。その人間については代休をとるという形で、基本的に費用の負担は発生しないという法務省の認識でいたんですね。発注する際も、そのような形で発注しようとしてしまうと、民間事業者としてはその分コストを積んでしまうので合わなかったと。国側が引き取ったとしても、そのような形で代休処理してしまうので、費用の負担については増えないというような形になっているという形です。

○井熊委員長代理 わかりました。

○稲生委員長 いかがでしょうか。

お願いします。

○尾花委員 結果について申し上げるものではないんですが、この事業は2点で非常におもしろくて、1つは、透明性とか公正な調達というだけではなくて、2/11にあるように、矯正施設出所者の雇用は再犯防止に非常に役立って、他の省庁なんかがそれを政策的

に進めていることを公サ法を通じて協力したという意味で、副次的効果が非常に大きい事業だということと、もう一つは、質の達成状況で減額ポイント制というのを使って、幾つかのポイントがたまってきたらちょっとお金を減らしましょうみたいな形をとったという事業で、非常に事業者にとっても見やすい減額であり、かつ頑張ろうというインセンティブも増やすことのできるおもしろい調達だったというふうに思っております。

以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、評価（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。

続きまして、議事次第4の第61回・第62回施設・研修等分科会 審議結果報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○小原参事官 施設・研修等分科会における審議の結果を報告します。

平成29年12月19日の監理委員会において、京都迎賓館庭園保全管理業務がヒアリング対象事業とされ、3月5日の第61回施設・研修等分科会において審議が行われました。内閣府より、庭園保全管理業務及び庭園保全管理の現状が説明され、京都迎賓館庭園管理の仕様書に詳細を明記できないことから市場化テストには適さないとして、今後は各種有識者・学識経験者等の第三者による委員会を設置し、京都迎賓館の庭園の今後の保存のあり方やそのための職員の確保、発注の公正さ等を多角的に検討する方針が説明されました。

これを受けて委員から次のような質問、意見がありました。庭園保全管理の4業者の分担を誰が決めているのか。作庭者の意向が通る構造という理解でよいのか。作庭者と4業者を含む熟練の職人が必要としても、なぜ京都市都市緑化協会でないといけないのか。京都市都市緑化協会でなくていいのではないのか。新たに設置されようとしている第三者委員会と現行の庭園会議と、具体的にどこがどう変わってくるのか。京都迎賓館の庭園のあり方を誰が最終的に判断しているのか。価格の推移を見ると上がっているが、一般公開によるものなのか。京都市都市緑化協会からの再委託についても確認が必要ではないか。

結論といたしまして、内閣府における今後の自主的な取り組みとして、新たな第三者委員会において、庭園の今後の事業の中長期的なあり方、技術者の確保、発注の公正さ、さらには透明性まで検討することが示されたことから、分科会において委員より示された意見も踏まえ、内閣府において検討を進めるよう要請し、今後、第三者委員会に関するものも含め、内閣府の検討状況をフォローしていくことといたしました。

続いて、第62回施設・研修等分科会における審議の結果を報告します。

平成29年7月11日閣議決定の公共サービス改革基本方針別表において、経済産業省基盤情報システムの運用管理業務については、民間競争入札の実施に関し、引き続き監理委員会と調整することとされており、4月17日、施設・研修等分科会において審議が行

われました。経済産業省より、平成34年2月の基盤情報システムの更改に合わせて、同システムから運用管理業務を切り離して調達すること、並びに当該運用管理業務の範囲等に関する現時点における検討の方針及びスケジュール案について説明されました。

これを受けて委員から次のような質問、意見がありました。平成30年度実施予定の市場調査の目的は何か。切り離して実施する運用管理業務の範囲を決めるためのものなのか。市場調査に際しては、経済産業省として多くの事業者の参入を期待していることが伝わるように実施していただきたい。現行の基盤情報システム全体では、年間50億円の予算規模と聞くが、そのうち切り離し対象の運用管理業務はどれぐらいを占めるのか。運用管理業務に限らず、基盤情報システム全体の調達についても、競争性が確保されるように取り組んでいただきたい。保守業務については、運用管理業務として切り出すことはできないか。運用管理業務の範囲の検討に当たっては、基盤情報システム全体における位置づけや保守等との関連性も考慮した上で決定していくべきである。分科会としても、基盤情報システム全体の検討状況をフォローさせていただきたい。

結論として、経済産業省として、基盤情報システムの更改に合わせて同システムから運用管理業務を切り離して民間競争入札を実施することとし、今後、切り離す業務の範囲等について、監理委員会と連携して検討するとの説明があり、当該事項について、平成30年公共サービス改革基本方針別表に反映するとともに、今後、運用管理業務の内容の詳細の検討を連携して進めていくため、市場調査、コンセプト作成、資料招請、ヒアリング、仕様書案検討の各段階で、委員の意見等を踏まえて基盤情報システム全体の検討状況をフォローしていくこととしました。

以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、主査様、何かありますでしょうか。もし補足すべきことがあればお願いしたいと思います。

○浅羽委員 どうもありがとうございます。

まず、第1点目につきましては、参事官がお話しになられたとおり、市場化テストの実施は結論としては見送るということなんですけれども、その結論に至る際に、まず、京都市都市緑化協会というものがどのようなものなのかというのが一つポイントになりました。説明資料にもありますとおり、現在、京都の庭園に関しましては、作庭者と4業者が主に受けております。実際に作業をしております。作庭者と別の業者でやることなどができないのかといったようなことが一つ議論になりました。しかし、先ほど申し上げました京都市都市緑化協会、実際に受注をしているところなんですけれども、そこが、本日配付させていただきました資料の一番下に書いてありますとおり、京都の庭園関係者がこの協会そのものに幅広く、特に大きな業者ほど参画していて、これを通さないで全く別の業者を、しかも京都で実際にやっている作庭者といわばペアを組むような形でやるということとはなかなか現実的ではないだろうと。しかも、単なる庭園管理ではないんですといったような

お話がありまして、庭園管理は庭園管理なんだろうとは思いますが、一種、芸術作品とまでは申しませんが、そのようなものとして自然の中で生き、どんどん少しずつ成長していく中で、木々等が成長していく中で完成を求めていく、日々少しずつ完成を求めていくものだというようなことで、先ほど申し上げた作庭者を完全に外して、通常の庭園を管理するというところに任せるといふふうにもなかなか行きづらだろうというように、結論といたしましては、第三者委員会等で特に透明性をちゃんと確保してやるということなので、私どもでフォローさせていただくという条件つきで市場化テストの実施は見送るという結論になりました。

もう1点の経済産業省基盤情報システムの運用管理業務なんですけれども、この運用管理業務に関しましては、システムそのものが更改される、それに合わせて運用管理業務を切り離すということではございますが、まだこの新しいシステムが、現行のシステムがスタートしたばかりで次の新たなシステムをどういうふうにするか自体が決まっておられません。そのためということでもあるんですけれども、運用管理業務をどこまでの範囲内とするのかということも現時点では明示されておりません。ただ、それでも運用管理業務を切り離して市場化テストをするというふうに所管の経済産業省が申ししておりますので、それ自体は、もちろん私どもとして否定するものではないんですけれども、ただ、どこまで運用管理業務とするのか、あるいはそもそも基盤情報システムというものの範囲すら、あるいはやり方すらどのようなものになるか決まっておられませんので、今後、結構長い時間をかけてそれら市場調査から始まりまして、多くのステップがありますので、そのステップステップできちんと私どもがフォローさせていただくということをお約束させていただいた上で、運用管理業務の切り離し、そしてその部分に関して市場化テストをする、ただし、先方が勝手に切り離したものだけ、はい、これですよというのではなくて、どうしてこれが切り離されたのか、あるいはもうちょっと切り離せるものもあるのではないかと、この部分はどうかといったようなフォローもできるという上で切り離しをさせていただくということで、本日このような提案をさせていただいているわけでありまして。

私からの追加情報は以上でございます。

○稲生委員長 ご丁寧に補足説明いただきましてありがとうございます。

ただいまお話しいただきました内容につきまして、ご意見、ご質問ございましたらご発言をお願いしたいと存じますけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

お願いします。

○尾花委員 ご説明いただきありがとうございます。

結論について異存があるわけではございませんが、資料6-1の京都迎賓館庭園保全管理業務については、例えば奈良の庭園関係者だと管理できるような気もするんですが、そういった方はそもそも管理業務に参画できないシステムになっているという理解でよろしいでしょうか。

○稲生委員長 この点は事務局、いかがでしょうか。

○事務局 ご質問ありがとうございます。内閣府からの説明ですと、京都の長年蓄積された文化というのが、京都という地域独特の形をとっているということもあり、それらの技術を一部の技術者が歴史的に継承しているという点から、なかなか他の地域の方々が簡単に参入できるようなものではないということです。実際に今、京都市都市緑化協会という、京都のまさにその技術を継承している方々が、技術者として残り続けているということで、どうしても同協会が請け負わざるを得ないという形になっております。一般的に言う庭園管理の技術が高い業者であるからすぐさま参入できるようなものではないと聞いております。

○尾花委員 ありがとうございます。

○稲生委員長 ほかにいかがでございますか。よろしいでしょうか。いずれもフォローしていくという形で、今後も監理委員会としては内容を拝見させていただくと、こういう対応になろうかと思えます。

それでは、内閣府の京都迎賓館庭園保全管理業務の件につきましては、第三者委員会の設置の内容なども含めた検討状況を、事務局において継続して確認いただきますようお願いをいたします。

また、経済産業省の基盤情報システムの運用管理業務の件につきましては、平成34年2月のシステムの更改に合わせまして民間競争入札を実施し、その内容の詳細については経済産業省と監理委員会とが連携して検討するという事にいたしまして、今年度の公共サービス改革基本方針別表へ掲載する、こんな形でいたしたいというふうに思います。

続きまして、議事次第5の第40回公物管理等分科会 審議結果報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○足達参事官 それでは、資料7をごらんください。3月7日に開催されました第40回の公物管理等分科会についてご報告いたします。

初めに、事業選定ヒアリングといたしまして、環境省のPCB廃棄物等の適正処理対策推進調査業務をヒアリングの対象といたしました。本業務は、法の規定により、平成38年度末までに処理義務が保管者等に課せられておりますPCB廃棄物について、処理が円滑に進むよう、PCB廃棄物の掘り起こし調査などを行う業務でございまして、1者による応札が続いていることから、平成28年度より改善要請を行っているものでございます。

初めに、環境省の説明でございますが、昭和47年に製造禁止となったPCBにつきましては、30年間全国で高濃度のPCBの処理施設が建設できず、平成16年以降にかけてやっと全国5カ所に高濃度PCB処理施設を建設できたが、地元の関係で、稼働期間が早いものは今年度末、あと、平成36年度ぐらいにかけて限られておりまして、その期間中にPCB廃棄物を確実に処理するためには、その掘り起こしが重要である。40年以上前に製造中止となりましたPCBに対する知見を有するものは限られておりまして、極めて専門性が高い。また、平成38年度以降について展開が見えない事業のため、新たに新規参入するようなところはなかなか考えにくいというような状況ではございますが、平成

28年度以降の改善要請を受けて、公告期間の延長、これは毎年の単年度事業でございますが、公告期間の延長ですとか、説明会の実施、過去の報告書の閲覧、再委託が可能であることの明記等の対応はとっているという説明がありました。

それに関しまして、まず、委員の意見でございますが、初めに、当該事業は専門性が高いため、これまで受注してきた事業者以外にはなかなか実施が難しいという説明がありましたが、一般競争入札としている意義をどう考えているのかというご質問があり、環境省のほうから、業務発注の基本は一般競争入札であって、既存事業者を前提としているわけではない、人材を集めることができれば新規参入が可能であるという基本的なスタンスが確認できました。2番目の意見としまして、そうであるならば仕様書等において連絡会は1回程度などといった重要な情報が曖昧な記載に現在もなっていることや、必要な人的体制についての情報も出していない。また、新規参入者の見積りに必要な情報が提供されるように仕様書をさらに検討するべきではないかという意見。また、3番目といたしまして、コスト削減についても見直す点があるのではないかというご意見、また、あわせてアスベスト、石綿の調査業務、これも似たようなもので、どこで使われていることがなかなかわかりにくいという似たようなものでございますので抱き合わせで実施しておるが、これについては違和感があって、業務の切り分けができるのではないかと検討してもらいたいというようなご意見がございました。

これに対して、環境省のほうからは、定められた期限があるため、PCBの適正処理を完遂することを第一としつつも、業務発注に関しましては仕様書を精査するなど、競争性改善に向けたさらなる自主的な取り組みを行っていきたいという意向が示されました。

これを受けまして結論といたしましては、今回の委員からのご指摘も踏まえ、環境省において競争性改善に向けた取り組みを継続することを前提として、総務省公共サービス改革推進室のウェブサイトにも事業概要を公表し、さらに民間事業者の意見、要望等を把握し、競争性の向上を行うという形になったところでございます。

同じ資料の裏面をごらんください。裏面は、公共サービス改革基本方針の別表に既に記載されております防衛省の防衛装備品の補給・維持管理業務についてをヒアリングの対象といたしました。本業務は、PBL方式、PBLというのはご案内のとおり、例えば装備の稼働率といったパフォーマンスに関して簡単な目標を設定し、それを達成するために包括的かつ長期的な契約を企業と結ぶものでございます。PBL方式による防衛装備品の補給・維持業務、この中に市場化テストを導入できる部分があるのか検討するという形で、平成22年度からずっと基本方針別表に載っているものでございます。

防衛省の説明でございますが、質の向上として稼働率の向上が図られている、あるいは経費が削減されていっているというような具体的な状況の説明があり、さらに防衛調達長期契約法に基づく情報の開示等を行っているという説明がある一方で、PBLの対象としているのが現在のところ、航空機、固定翼、あるいは回転翼、ヘリコプター、あるいはその構成品などであり、ライセンスの関係、あるいは航空機製造事業法に基づく許認可等の関



係で、競争が成り立つことが難しい状況にあるというような状況も示されました。

それに対して委員の皆様のご意見でございますが、従来は、多数の個別契約で構成されていたものが、包括化されて100億を超えるような契約、結論としてこれは1者ですので随意契約になっているのが多うございますが、随意契約となっている中で透明性、公平性をどのように確保しているのかというご意見。2番目といたしまして、コスト縮減について、多いものと従来契約と比較して2割以上効果があるということではありますが、どういうところでコストが縮減されているのか、具体的に説明をいただきたいという形で、追加的な説明を求められ、さらに3番目といたしまして、PBL契約においては、現在のところ応札者が1者となっておりますが、競争性の改善について引き続き検討を続けていただきたいというご意見がございました。

それに対して防衛省からは、委員からの指摘を踏まえつつ、透明性、公平性の確保等について、引き続き自主的な取り組みを続ける意向が示されたところでございます。

結論でございます。質の向上及び経費の縮減による効果は、市場化テストはしておりませんが、PBLの中で確保できている。競争性向上の困難さ及び防衛省における透明性の確保における努力も認められることから、今後は防衛省の自主的な案件として実施するものとして、22年度から載せてございますが、別表からは削除するという結論とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。

主査の先生から何かもし補足説明があればと存じますが、いかがでしょうか。

○井熊委員長代理 私のほうから簡単に補足させていただきます。

まず、PCBのほうにつきましては、今、受託している事業者が極めて専門性が高いので、その人しかいないような発言がありながら一般競争入札をしているということ自体で、ちょっと言っていることに矛盾があるなというふうに思いつつ、あともう一つは、仕様書においても、ほかの事業者さんもわかりやすいような表記に少し欠けているのではないかなというようにところで、本来であれば非常に改善の余地が大きいものではないかなというふうに思ったんですが、いかんせん期間的なものが限られておりまして、PCBの処理自体がしばらくたつと終わってしまうということがありまして、当面は、環境省のほうにおいて自主的に改善をしてもらいながら、総務省のほうとしてウェブサイトで民間事業者に知らしめるというようにところで、残された期間、少しでも改善を図っていくという方向なのかと思えます。

それから、防衛装備品のほうにつきましては、今、事務局のほうからもご説明がありましたように、これまでは、例えばヘリコプターであればいろんな部品を個別に発注していたと。それを包括的にメンテ事業者任せにすると。そうすると例えば在庫が減ったりとか、そういうことで大きなコスト削減が得られるというような、ただし、それができる人が極めて限られているのでほとんどが随契になってしまうと。ですから、コスト的には大変成果

があるんだけど、なかなか競争性は確保できないというようなことになっているわけがあります。ただ、効果としては大変PBLという方式は顕著な効果が出ているのかなということで、従来型の方式に戻るという選択肢はないだろうというようなことで、それを踏襲することで現状の結果を受け入れざるを得ないのではないかということになったわけがあります。ただし、やはりこれは一般社会が見たときに成果が上がっているということはあるかもしれませんが、全てが随意契約というようなことをどういうふうに説明していくのかということに関してはぜひご検討くださいというようなことも付言したところがございます。

以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明、それから主査様からの補足説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、環境省のPCB廃棄物等の適正処理対策推進調査業務につきましては、事務局において継続して状況を確認いただくということでお願いをいたします。

防衛省の防衛装備品の補給・維持業務につきましては、今年度の公共サービス改革基本方針別表から削除することといたします。

続きまして、議事次第6の公共サービス改革報告書 執筆の依頼につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○清水谷企画官 それでは、ご説明させていただきます。右上に資料8と書いた1枚紙をごらんいただきたいと思います。「公共サービス改革報告書」執筆依頼についてということです。

この骨子に関しましては、既に1月の監理委員会です承されておりますけれども、そのとき古笛先生と北川先生と川島先生はご欠席でしたので、若干補足させていただきますと、公共サービス改革報告書というのは、事務局内では3年報告書と呼んでおりますが、委員の任期の3年に合わせましてその間の監理委員会の活動を総括するものということであり、今回に関しては、3部構成を考えておまして、まず第1部としましては、最近3年間の監理委員会の取組ということでまとめさせていただく。それから第2部としては、市場化テストのこれまでの成果ということでまとめさせていただく。この2つは原案を事務局でご用意させていただくということであり、今回新しい取組として、第3部として、資料のタイトルにあります、「3年間の監理委員会の活動を振り返って」ということで、各委員の先生に、記載の一番上にありますように、監理委員会のあり方とか市場化テストの今後の方向性とか、あるいは事務局へのアドバイス、何でも結構でありますから自由に書いていただいて、それも報告書の一部とさせていただきたいということであり、項建て、あるいは副題の付与は任意でございます。分量としましては、大体A4、1枚ぐらを考えておりますけれども、それ以上でも以下でも構いません。先ほど申しましたよ

うに、第1部、第2部及び参考資料に関しましては事務局の方で準備しまして、6月下旬の監理委員会でご報告させていただくということでありまして、今申し上げた今日のトピックであります。第三部の「3年間の監理委員会の活動を振り返って」に関しましては、事務局宛てに大体6月末にご提出いただきたいということでありまして、フォーマット、提出期限に関しては、また追って事務局からご連絡をさせていただきたいということでもあります。

以上であります。

○稲生委員長 ありがとうございます。

説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言お願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。フォーマットについては、また追ってメールでご連絡いただけるということですね。それから、字数についても基本的な制約はないということですので、思いの丈をぜひ書いていただければというふうに存じます。よろしいでしょうか。

それでは、事務局におきましては、ただいまご説明いただきましたご意見、特にございませんでしたけれども、引き続きお進めいただきたいと思っております。

#### 【中略（非公開部分）】

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

最後に福島事務局長よりご発言があるということですので、よろしく願いいたします。

○福島事務局長 今日、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございます。

事務局からのお願いでございますが、5月の連休明けから7月の中旬にかけて、書面審議をお願いしたいと考えております。今回は50件程度ということで、少し量が多くて数回に分けてお願いすることになると思います。恐縮ですが、よろしく願いいたします。

次に、本日の議事にもありました事業選択という点で、最近少し考えていることをお話しさせていただきます。そもそも公サ法というのは、官の中で行われている仕事の中で民でもできるものがあるのではないかと、という考えに基づいて立法されています。したがって、場合によっては官と民で競争入札をして、その上で官が有利であれば官でやるし、民がやった方がよいのであれば民がやると、そういう発想で成り立っていると理解しております。一方、先ほども説明がありましたように、毎年度の事業選択に際しては、例えば行政事業レビューで入札面の問題を指摘された事業であるとか、既に民間入札を行っているが1者応札が続いている事業等を対象としている場合が多く、また、新聞報道で入札が問題視されたというものもありますが、これらも民間事業者の入札が既に行われていて、その入札がファミリー企業でやっているのではないかとというような指摘がある場合となっております。

民間事業者からの意見も募集しておりますけれども低調な状況が続いています。これは、おそらく官の中でやっている仕事で民間事業者でもできるものがあったとしても、事業者の側でそれをつかまえるのがなかなか難しいという面があるのではないかと考えております。

行政事業レビューなどで入札の問題を指摘された事業を一つ一つ検討していくというのも大事な作業ですが、そもそも官の中にある仕事を民間事業者に出していくためにどのようなことが必要なのかといったことをよく考える必要があると感じています。例えばある役所の中で特定の作業を民間事業者にかなり委ねているが、他の役所では引き続き役所内で作業をしているというものがあれば、それは民間事業者に出すことはできないかという視点で、担当部署にヒアリングをしてみるというのも一つの方法かなと考えています。この点につき、委員の先生方からもご意見をいただければと思います。

以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。

それでは、また引き続き継続的にご検討いただけるということですのでよろしく願いいたします。

本日の監理委員会を終了いたしたいと思います。ありがとうございました。

以上